

# 投票区の見直しについて

日南町選挙管理委員会

## 1. 見直しの背景

本町では、旧村から合併して日南町になった当時の投票区から大幅な見直しをすることなく選挙を執行してきた。

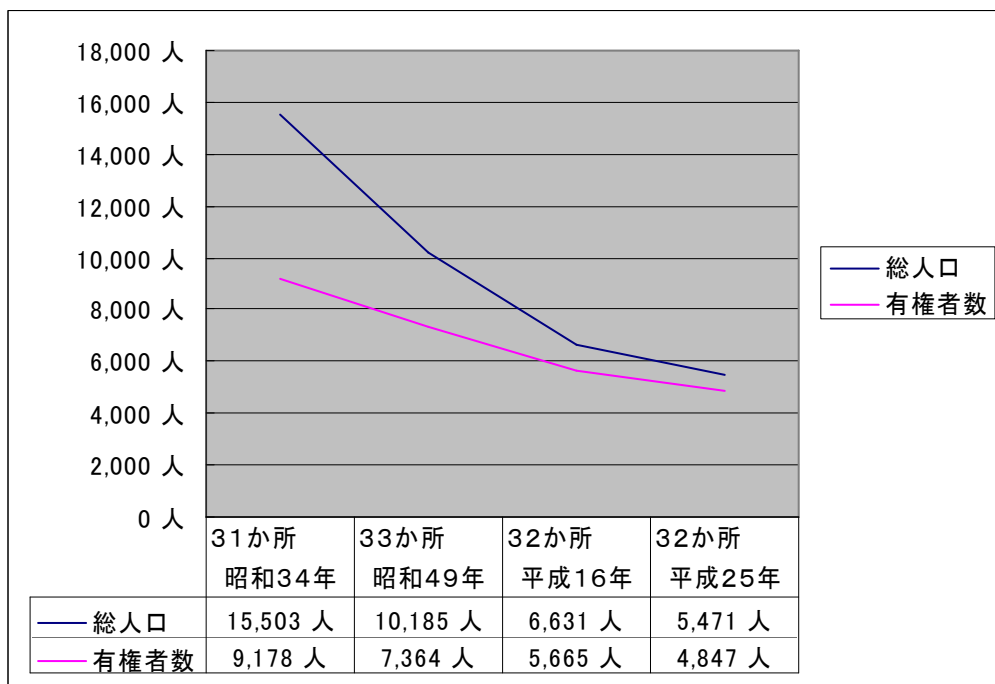
昭和34年合併当時の投票区は31か所であったが、昭和49年執行の参議院議員通常選挙において、当時の第14投票区を阿毘縁投票区と下阿毘縁投票区に二分、また、当時の第24投票区の神戸上地域を二分し、2投票区増やして計33か所となった。その後見直しをすることなく選挙が執行され、平成16年執行の参議院議員通常選挙において、当時16投票区であった砥波投票所が15投票区の下阿毘縁集会所と合併し、現行の32投票区となり現在に至っている。

合併当時の日南町の総人口は約1万5千人、有権者数は9千人を超えていたが、年々人口は減少し、平成25年2月末の総人口は5,471人、3月1日に登録された選挙人名簿登録者数は、4,847人となっている。(表1)

(表1) 日南町における投票区数及び総人口、有権者の推移

年数	投票区数	総人口	有権者数	備考
昭和34年	31か所	15,503 人	9,178 人	参議院議員通常選挙
昭和49年	33か所	10,185 人	7,364 人	参議院議員通常選挙
平成16年	32か所	6,631 人	5,665 人	参議院議員通常選挙
平成25年	32か所	5,471 人	4,847 人	3月1日定時登録

※平成25年は登録者数



それに伴い、各投票区内でも選挙人名簿登録者数が大幅に減少しているのが現状である。

選挙執行体制については、各投票所を管理する投票管理者1人と投票立会人2人を、各投票区内の有権者の中から選任する必要があり、有権者が少ない投票区では、投票管理者及び投票立会人の選任の際に関係者の皆様にご迷惑をおかけしている状況となっている。また、公職選挙法により投票管理者は在職中において選挙運動が禁止されているため、町長選挙や町議会議員選挙などの身近な選挙ではさらにご迷惑をおかけしている。

現行の投票所の投票環境については、玄関や室内に大きな段差がある、駐車場が少ないなど、有権者が投票を行うのに不便な投票所があり、近年は移動式の手すりやスロープの設置等で対応しているが限界が生じてきている。(別紙1)

選挙制度については、平成10年の公職選挙法の改正により不在者投票制度に必要な条件が緩和され、不在者投票が利用しやすくなっている。また、平成15年の公職選挙法改正により期日前投票制度が実施され、選挙当日に仕事や旅行、用事、入院などにより投票ができない人や、病気の人やお年寄りの人など歩行が困難な人は、期日前投票期間中に投票ができるようになるなど、有権者にとって投票しやすい制度が整えられている。

本町の期日前投票は日南町役場で行っており、午前8時30分から午後8時まで投票できる。利用しやすい制度ということもあり、利用者は年々増加している。

選挙執行にかかる経費については、近年の市町村合併や行財政改革により他市町村でも投票所の削減を行っており、本町でも行財政改革の観点から投票区の見直しが必要である。

## 2. 見直しの目的及び方法

前述のとおり、現行の投票区では近い将来に選挙執行が困難になることが想定されるため、投票区の見直しを行い、将来を見据えた投票環境を整えることを目的とする。

投票区の見直しは、地域の拠点である各地域振興センターを中心とした投票区とする。

ただし、投票区の見直しにより新投票所までの距離が相当遠くなる集落がある投票区と、選挙人名簿登録者数の多い霞、生山投票区は当面の間は現行の投票区とする。(別紙1, 2)

## 3. 懸念される問題点

投票区の見直しにより、徒歩による投票ができなくなる有権者が増えることが懸念され、投票率の低下につながるおそれがある。当委員会や日南町明るい選挙推進委員会でも想定しており、対策については次のとおりとする。

#### 4. 対策

##### ①期日前投票制度のさらなる周知

現在は期日前投票制度があり、選挙当日に仕事や旅行、用事などの理由で投票できない人が事前に投票できる利用しやすい制度であること、また、期日前投票所である日南町役場がバリアフリーで駐車場が完備されているなど、有権者にとって投票しやすい環境であることから、期日前投票を利用していただくようさらに啓発する。

##### ②期日前投票の際の往復バス代無料

期日前投票期間中に使用できるバス乗車券2枚を、入場券と共に全有権者に配布する。

#### 5. 見直しの時期

平成25年7月執行予定の参議院議員通常選挙から